

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（資料）～

平成28年10月
岩手県人事委員会

目次

1 給与勧告制度の仕組みと本年の給与改定

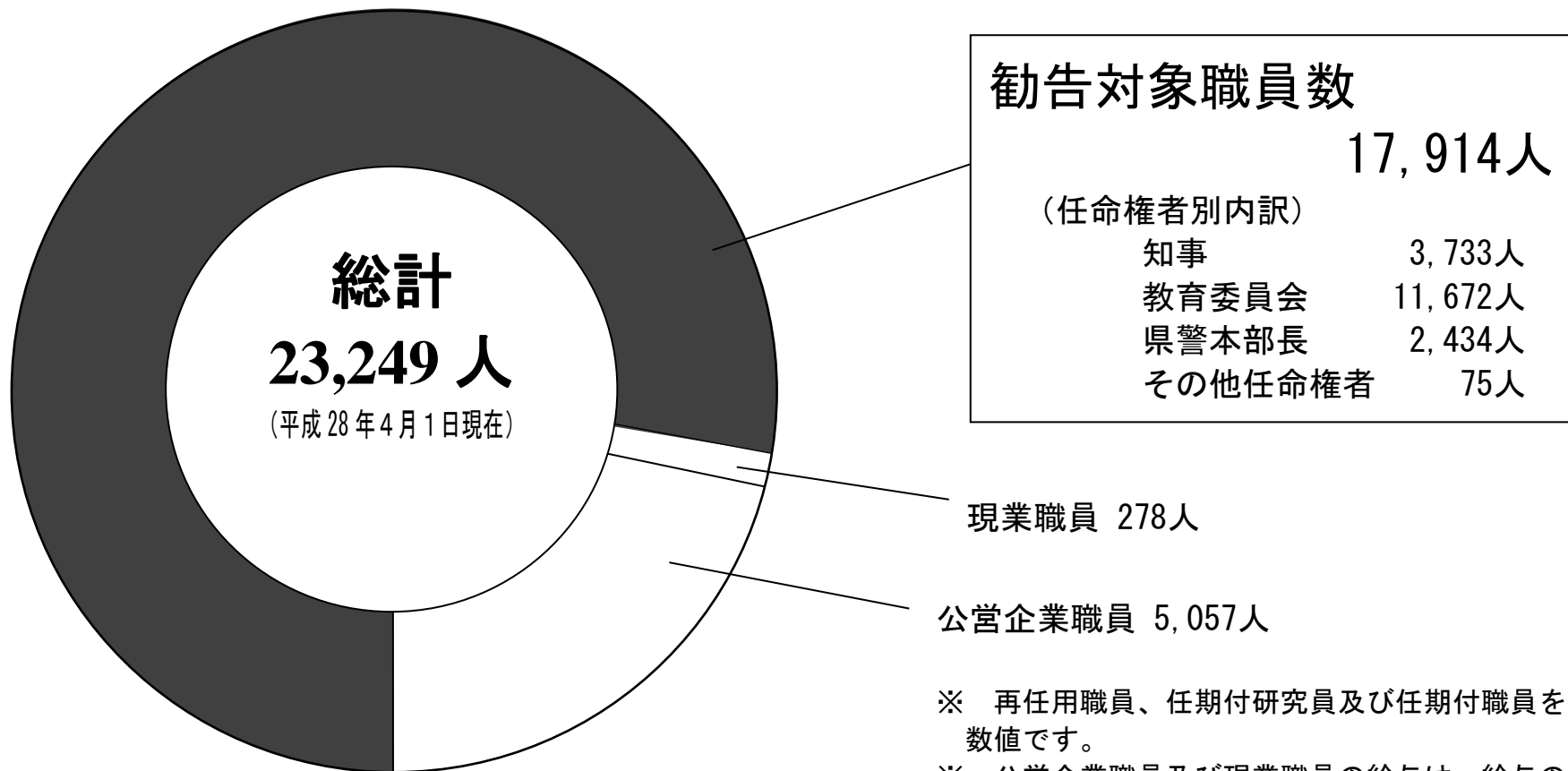
- ① 給与勧告の対象職員……………1
- ② 給与勧告の手順……………2
- ③ 公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）……………3
- ④ 本年の給与改定……………4
- ⑤ モデル給与例……………5
- ⑥ 最近の給与勧告の状況……………6

2 扶養手当の見直し

- ① 扶養手当の見直しの概要……………7
- ② 扶養手当の月額等の特例措置……………8

1-① 給与勧告の対象職員

岩手県には、平成 28 年 4 月 1 日現在 23,249 人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた 17,914 人です。

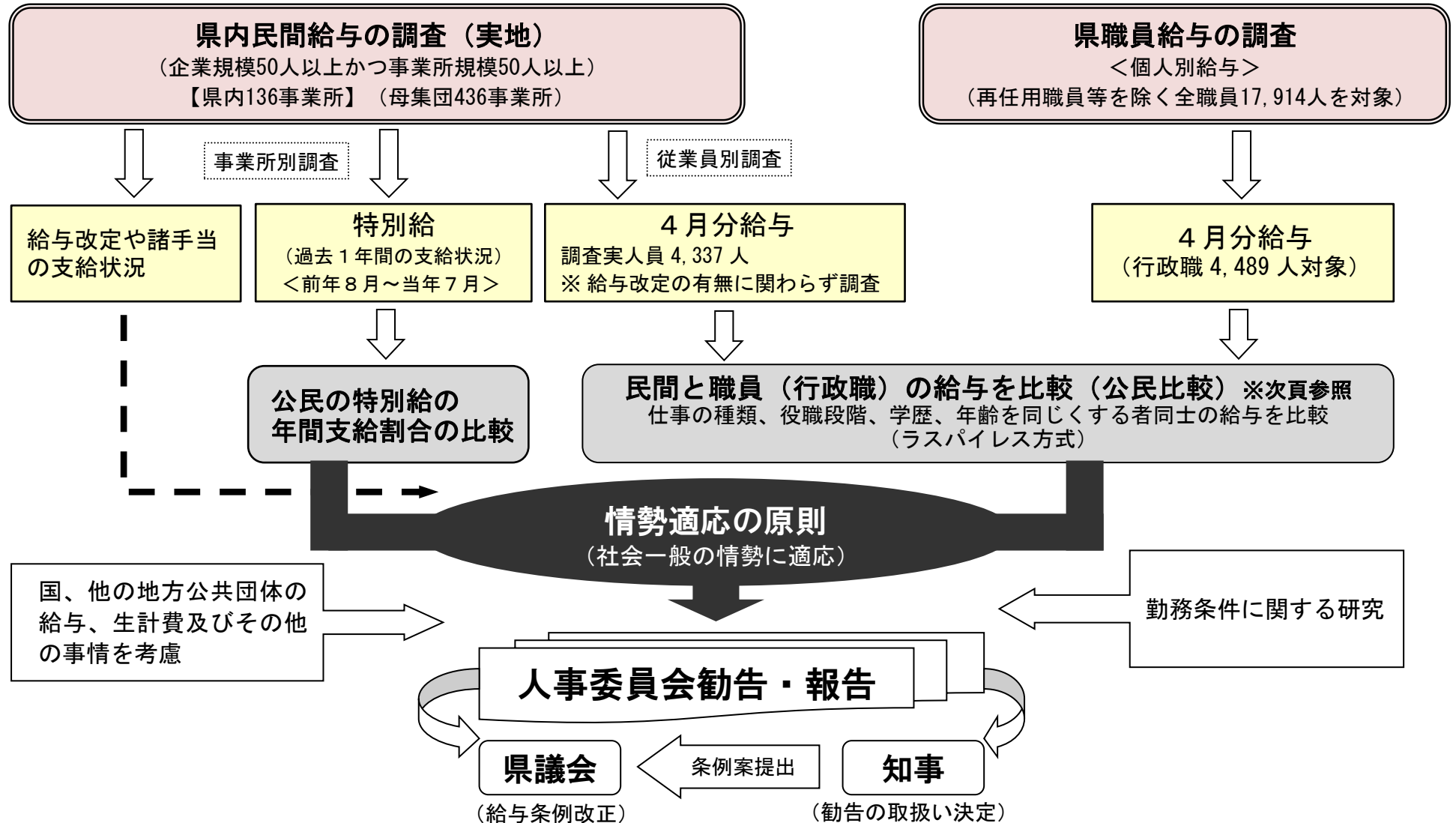


※ 再任用職員、任期付研究員及び任期付職員を除いた数値です。

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。

1-② 給与勧告の手順

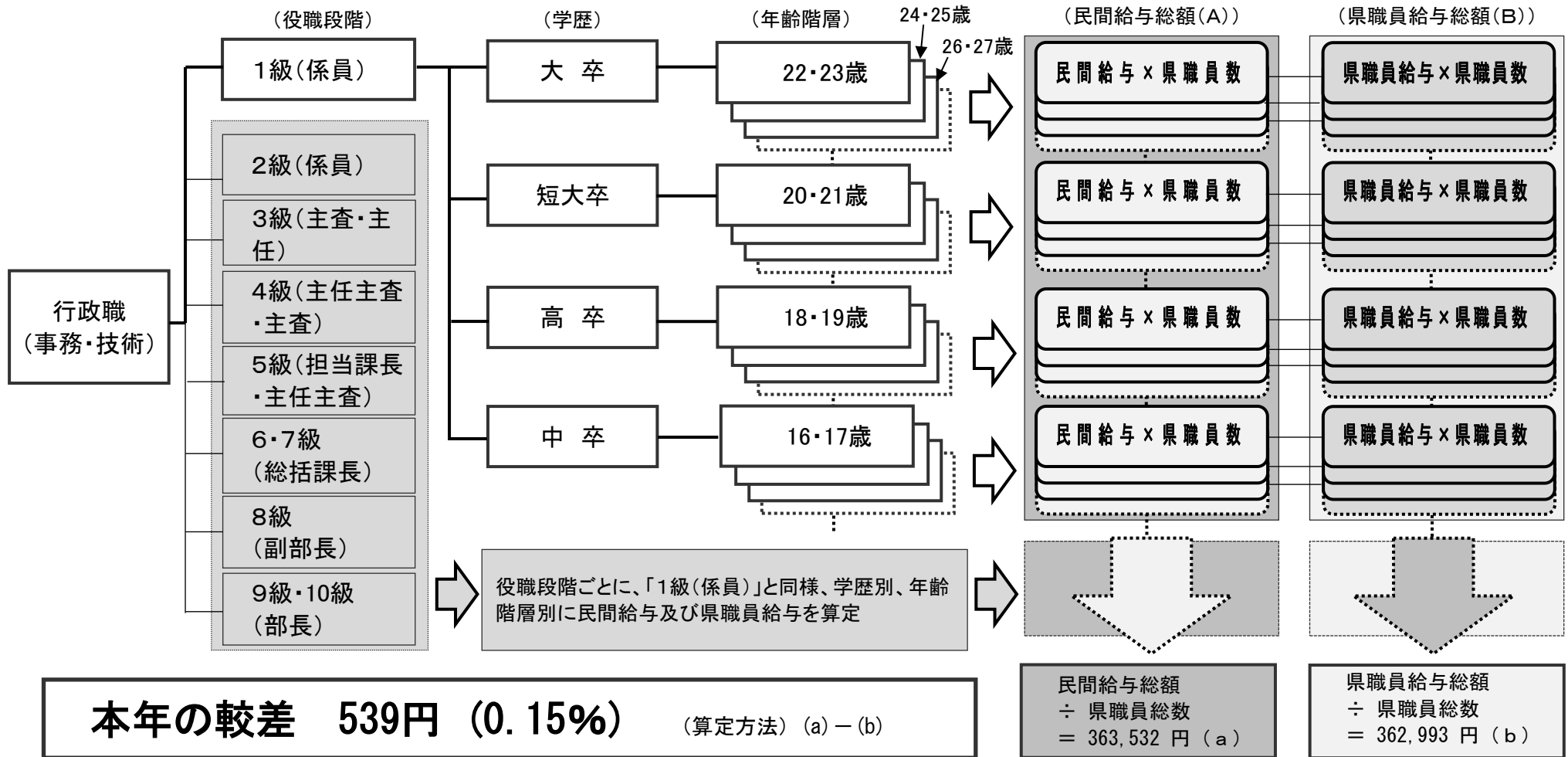
県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



1-③ 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 平成28年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 平成28年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

1-④ 本年の給与改定

給料表の引上げ改定を行うとともに、期末手当・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の引上げを行うこととしました。

1 給料表

(1) 行政職給料表

本年4月の公民較差は0.15%（539円）であり、職員給与が民間給与を下回っていることから、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げ改定を行うこととしました。

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡等を基本に所要の改定を行うこととしました。

2 初任給調整手当

- 医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、引上げ改定を行うこととしました。

3 期末手当・勤勉手当

- 職員の年間支給月数を、民間の年間支給割合と見合うよう0.15月分引き上げることとしました。
年間支給月数（現行）4.15月分 →（改定後）4.30月分

4 実施時期

- 給料表、初任給調整手当：平成28年4月1日 勤勉手当：平成28年12月1日

5 参考

- 勧告による影響額
[行政職給料表適用者の平均（給料の特別調整額の減額措置前）42.1歳、経験年数21.6年]
平均年間給与額 勧告前 5,887,000円 → 勧告後 5,950,000円（差額 63,000円）
- 所要額（増額分） 概算額 15.5億円

1-⑤ モデル給与例(勧告前と勧告後の比較)

(単位：円)

役 職	年 齢	世帯構成	年間給与額（平成28年度）		年間給与額の差
			勧告前	勧告後	
係 員	25歳	独 身	3,194,000	3,249,000	55,000
主 任	35歳	配偶者、子1人	5,136,000	5,193,000	57,000
主 査	40歳	配偶者、子2人	6,093,000	6,156,000	63,000
担当課長	50歳	配偶者、子2人	7,355,000	7,426,000	71,000
総括課長	55歳	配偶者、子1人	8,309,000	8,390,000	81,000
副 部 長	—	配偶者	9,452,000	9,553,000	101,000
部 長	—	配偶者	10,737,000	10,853,000	116,000

※ 年間給与額の算定に当たっては、役職ごとに、役職・年齢がモデルと合致する職員が最も多く在職している級・号給を算定の基礎としています。（給料の特別調整額の減額措置前）

1-⑥ 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末手当・勤勉手当（ボーナス）	
	給与改定率（％）	改定額（円）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）
平成18年度	※	※	4.45	—
平成19年度	0.17	656	4.50	0.05
平成20年度	—	—	4.50	—
平成21年度	△0.84	△3,172	4.15	△0.35
平成22年度	—	—	3.95	△0.20
平成23年度	△0.37	△1,362	3.95	—
平成24年度	—	—	3.90	△0.05
平成25年度	—	—	3.90	—
平成26年度	0.25	904	3.95	0.05
平成27年度	0.20	722	4.15	0.20
平成28年度	0.14	503	4.30	0.15

※ 平成18年度は較差に基づく改定は行わず、給与構造改革による段階的引下げに着手しました。

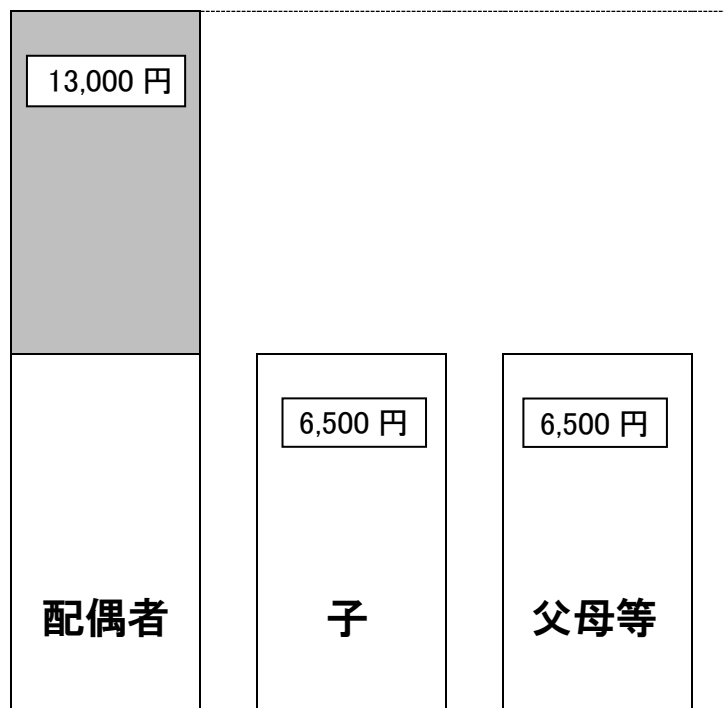
2-① 扶養手当の見直しの概要

見直しのポイント

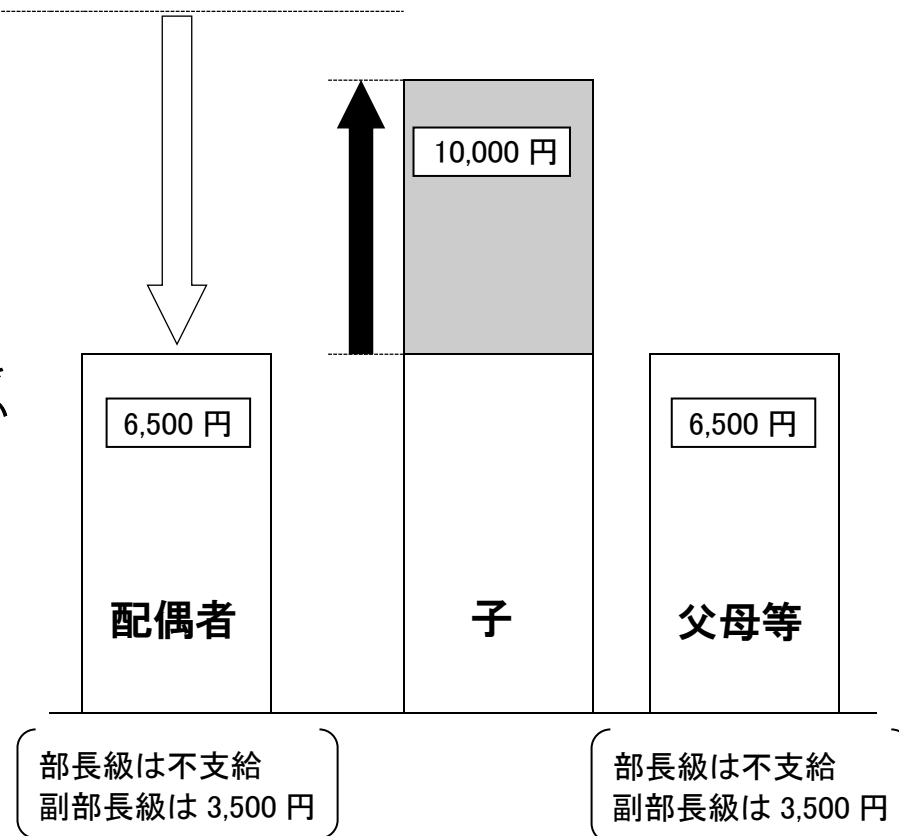
配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額の引上げを行うこととしました。（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）

子以外の扶養親族に係る手当について、部長級（行政職給料表9・10級相当）の職員は不支給とし、副部長級（行政職給料表8級相当）の職員は3,500円とすることとしました。

<現行>



<見直し後>



2-② 扶養手当の月額等の特例措置

配偶者に係る手当額の見直しによる受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、手当額の見直しを段階的に実施することとします。

＜各年度における扶養手当の手当額（月額）＞

（単位：円）

扶養親族		年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		13,000	10,000	10,000	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		13,000	10,000	10,000	6,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		13,000	10,000	10,000	6,500	（支給しない）
子			6,500	8,000	8,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	6,500	6,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		6,500	6,500	6,500	6,500	（支給しない）

（注） 1 「行政職給料表 7 級以下」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29・30 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円、平成 31 年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。